

東京電機大学 公益通報及び相談制度について

学校法人東京電機大学及び設置各校（以下「本学」と表記します）では、「公益通報者保護法」に基づき、公益通報及び相談等の窓口（以下「通報・相談窓口」と表記します）を設置しております。学内で法令違反等を見かけた場合は、下記により通報・相談窓口をご利用ください。

1. 利用者の範囲

本学と雇用関係にある教職員（非常勤、派遣労働者等を含みます）と本学の学生、生徒等からの通報・相談を受け付けます。

2. 通報・相談の内容

本学に在籍する教職員等又は学生等による法令違反、本法人諸規程違反の不正行為が生じている又は生じようとしている事実の通報・相談の内容となります。

3. 公益通報及び相談等の受付

(1) 通報・相談窓口

学校法人東京電機大学 総務部

〒120-8551 東京都足立区千住旭町5番（東京千住キャンパス1号館5階）

TEL 03-5284-5120

FAX 03-5284-5180

MAIL koueki@jim.dendai.ac.jp（専用アドレス）

※ 本学の学生、生徒等の場合、学生支援センター（学部事務部（学生厚生））等、中学校・高等学校事務室等を通じて総務部に通報・相談することもできます。

(2) 公益通報及び相談等の受付方法

- ① 信書（書面）、電子メール、電話、FAX 又は面談にて受け付けます。
- ② 電話、面談は、平日10時～16時の間にお願いいたします。
- ③ 面談ご希望の場合は事前にご連絡下さいますようお願いいたします。

(3) その他

- ① 最初に「公益通報」である旨を明らかにしてください。
- ② できるだけ実名での通報・相談をお願いいたします。（匿名による通報・相談も受け付けますが、事実調査等において対応できない場合があります）
- ③ 虚偽通報を含む不正目的の通報（第三者に損害を与える通報等）は固く禁止させていただきます。（この通報・相談を行った場合、本学諸規程に基づき、処分されます）

4. 通報者の保護

通報・相談された方は、通報・相談したことを理由として、職場環境又は修学環境において“不利益な取扱い”等を受けることはありません。

5. 本学規程、関係法令等

- (1) 学校法人東京電機大学における公益通報に関する規程
- (2) 公益通報者保護法
- (3) 学校法人東京電機大学 通報対象事実発生、通報から処理までのフローチャート